

フリースタイル公認技術代表規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、競技本部規程第1条第1項第7号の事業を遂行するために、フリースタイル（以下「F S」という。）公認技術代表を置き、競技の公認技術代表に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 F S 競技の厳正、公平、円滑な運営を図り、その権威を保持するために公認技術代表を設ける。

(任 務)

第3条 公認技術代表の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 本連盟を公式に代表し、責任をもって処理する。
- (2) 組織委員会を助ける。
- (3) 競技会の準備と遂行を統括監督する。
- (4) 公式記録と競技会の内容を本連盟に報告する。

(受検資格)

第4条 公認技術代表を受検する者（以下「受検者」という。）は、本連盟の登録会員であって、かつF S 競技に精通し、次の各項に該当する者とする。

- 2 受検者は、受検する年の1月1日現在で、25才以上の者とする。
- 3 受検する年の1年以内に、本連盟が実施する公認技術代表研修会に参加した者とする。
- 4 次の各号に掲げる事項の一つに該当している者とする。
 - (1) 全日本スキー選手権大会、国際F S 競技会、本連盟公認F S 競技会等において、係長以上の業務に3回以上携わった者
 - (2) 本連盟のF S A級及びB級公認審判員
 - (3) 長年にわたってF S の専門委員に選出され、競技会の指導に携わった者

(検定会等)

第5条 受検者は、前条の規定を満たし、所定の検定会に参加しなければならない。

- 2 検定会に関しては、フリースタイル公認技術代表細則の定めるところによる。
- 3 合格者は、理事会の承認を受けて公認する。
- 4 公認された者は、所定の手続きをしなければならない。

(研修会)

第6条 公認技術代表は、資格取得後、2年に1回は、本連盟主催の技術代表研修会に参加し、新しい知識を習得し、正確な競技運営について研鑽しなければならない。F I S 技術代表資格者は、F I S 主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催の技術代表研修会への参加に替えることができる。S A J 技術代表資格者は、本連盟が特別に認めた場合はF I S 主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催の技術代表研修会への参加に替える

ことができる。

(更 新)

第 7 条 更新は、2 年に 1 回本連盟主催の技術代表研修会に参加することにより行う。F I S 技術代表資格者は、F I S 主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催の技術代表研修会への参加に替えることができる。

2 S A J 技術代表資格者は、本連盟が特別に認めた場合は F I S 主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催の技術代表研修会への参加に替えることができる。

(資格の停止)

第 8 条 公認技術代表で、次の各号に掲げる事項の一に該当する者は、技術代表としての活動を停止する。

- (1) 所定の研修会に 2 年続けて欠席したとき。
- (2) 会員登録料及び年次登録料を納期までに納入しないとき。
- (3) F I S 公認競技会及び本連盟主催公認競技会の役員として、3 年続けて不参加の場合

(資格の喪失)

第 9 条 公認技術代表で、次の各号に掲げる事項の一に該当する者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。

- (1) 本連盟会員登録規程第 4 条の規定により、会員の資格を喪失したとき。
- (2) 正当な理由なく、所定の研修会に、3 年続けて欠席したとき。
- (3) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。
- (4) 公認技術代表が正当な理由により辞任を申し出たとき。
- (5) その他公認技術代表としての体面を汚すような行為があったとき。

(公認料及び年次登録料)

第 10 条 技術代表に公認された者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。

(細 則)

第 11 条 この規程の運営に関する事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成 27 年 12 月 15 日 改正

令和 元年 10 月 13 日 改正

令和 5 年 9 月 13 日 改正